

図書館のトリセツ!

特集

図書館はとても奥が深い!もしかしたら、自己流の使い方をする大切なサービスを見落としてしまつたかもしれません。ぜひトリセツを活用して、図書館が提供している「資料」「場所」「人」を活用できるようにしてください。図書館を上手に使いこなすことが、学習を効率よく進めるコツです!



困ったことがあったら!?

こんなときは	どうする
<p>書庫にある図書を利用したい</p> <p>OPACでの所在例</p>	<p>書庫にある図書を利用する場合は、館内に置いてある「書庫内図書請求票」を書いてカウンターに提出してください。図書館職員が出納します。また閉架書庫利用のためのガイダンスに参加した場合は、閉館の15分前まで書庫に入ることが出来るようになります。ガイダンス参加申込は、参考調査カウンターで受付しています。</p>
<p>学部にある図書や雑誌を利用したい</p> <p>OPACでの所在例</p>	<p>学部にある資料は、取り寄せをして利用することができます。取り寄せの申し込みは、参考調査カウンター(平日9:00~17:00)、もしくはWebサービスで受付しています。</p>
<p>利用したい図書が三重大に無い</p>	<p>所蔵している他の図書館から取り寄せ(原則として有料)が可能です。取り寄せの申し込みは、参考調査カウンターもしくはWebサービスで受付しています。また、図書館に購入リクエストを送ることもできます。</p>
<p>欲しい情報がどの資料に載っているか分からない</p>	<p>参考調査カウンターで、資料探しのお手伝いをすることが出来ます。</p>
<p>集中できる環境で論文執筆をしたい</p>	<p>図書館2階の研究個室と、図書館3階の閲覧席がオススメです。研究個室は、各学部の最終学年のかたと大学院生のかたが利用できます。</p>
<p>図書館にあるはずの図書が、棚に並んでいない</p>	<p>貸出カウンターにご相談ください。図書館職員が探します。探し出すまでに、数日かかる場合があります。</p>
<p>県立図書館の本を返却したい</p>	<p>県立図書館で貸出手続きをした図書を、三重大の図書館で返却することができます。県立図書館の利用券と図書を持参してください。</p>
<p>発表の練習がしたい</p>	<p>1階ラーニングcommonsは、グループ学習をするだけでなく、プロジェクターを用いてプレゼンテーションの練習をすることもできます。</p>

仕様

- 基本情報(平成26年度)
 - 【蔵書数】95万冊 【図書】79万冊 【備品雑誌】16万冊 【年間貸出冊数(学部学生)】67000冊
 - 【閲覧席】740席

各種問い合わせ先

- 図書貸出・開館情報**
 【担当係】利用者サービス担当(閲覧)
 【電話番号】059-231-9088 【E-mail】lib-service@mie-u.ac.jp
- 他図書館からの資料取寄せ**
 【担当係】利用者サービス担当(ILL)
 【電話番号】059-231-9660 【E-mail】portal@ab.mie-u.ac.jp
- 参考調査の依頼**
 【担当係】利用者サービス担当(情報リテラシー)
 【電話番号】059-231-9089 【E-mail】literacy@ab.mie-u.ac.jp

図書を利用する

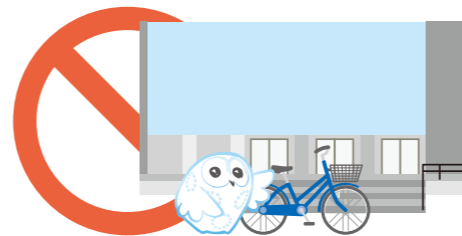


図書の貸出は、2週間可能です。2週間では読み切れず、もっと長期図書を借りたい場合は、貸出の期間内に返却期限の延長手続きをしてください。手続きをした日から、2週間返却期限を延ばすことが出来ます。返却期限の延長手続きは、貸出カウンター、自動貸出機のほか、Webサービスでも受付しています。

安全上の注意



指定された場所以外での飲食は、資料が痛む原因となります。



迷惑駐輪は、緊急車両の通行に影響が出る場合があります。



貴重品は、必ず身につけて行動してください。

基本構成(目的に応じた使い分け)

1F Commons Area (会話可エリア)

- 雑誌 ●視聴覚資料 ●パソコンコーナー
- サービスカウンター ●ラーニングcommons



2F Quiet Area (静音エリア)

- 図書 ●閲覧席 ●研究個室 ●パソコンコーナー ●アメニティコーナー



3F Silent Area (無音エリア)

- 閲覧席



三重大にある図書や雑誌を探そう

- 三重大学OPACで検索
 三重大学OPAC URL : <http://opac.lib.mie-u.ac.jp/opc/>

キーワードを入力して検索!
 ※雑誌の検索の場合は、雑誌名で検索



- 直接書架で探す



雑誌(論文)を利用する



学内で利用できる電子ジャーナルは、Publication Finderから利用できます。

複写機

図書館での資料の複写は…

- 本人の調査研究の目的のためであること
- 公表された著作物の一部分であること(発行後相当期間を経過し、通常の販売経路による入手が困難となった定期刊行物に掲載された著作物については、その全部可)
- 一人につき一部の複写であることという制限があります。したがって、雑誌の最新号に掲載されている論文全文の複写はできません。